

高森町と学校法人高松学園飯田女子短期大学との 包括連携協定に関する協定書

高森町（以下「甲」という。）と、学校法人高松学園飯田女子短期大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の包括的な連携と情報共有のもと、甲の資源や乙の知見を有効に活用し、文化、教育、学術、産業振興、人材育成、保健及び環境保全等の分野において相互に協力することにより、地域振興と人材育成に寄与し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 若者による地域の魅力発信に関する事。
- (2) 起業・就業・地域産業の振興に関する事。
- (3) 若者の移住・定住・U I ターンに関する事。
- (4) 地域文化の振興・伝統芸能の保存継承に関する事。
- (5) 地域貢献活動・生涯学習に関する事。
- (6) 教育・人材育成に関する事。
- (7) 健康、福祉、地域医療に関する事。
- (8) 自然及び環境の保全に関する事。
- (9) 学術研究・インターンシップ・地域学習に関する事。
- (10) その他甲及び乙が必要と認める事項。

（連携協議会）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携協議会を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに、甲と乙いずれからも改廃の申し出がなされない場合は、自動的に更新されるものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、両者の協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 （住所） 長野県下伊那郡高森町下市田2183番地1

（氏名） 高森町長

高森町長 佐生照玄



乙 （住所） 長野県飯田市松尾代田610番地

（氏名）

学校法人高松学園飯田女子短期大学
学 長

高松新亮

